

## 市立大津市民病院歯科技工業務 仕様書

1. 業務名 市立大津市民病院歯科技工業務
2. 契約期間 平成31年1月1日から平成32年3月31日まで。ただし、契約期間の満了する日から起算して120日前までに委託者及び受託者のいずれからも更新しない旨の申出がないときは、さらに1年間更新するものとする。その更新は4回まで行うことができる。
3. 業務概要 当院歯科診療における歯冠被覆をはじめとする歯科技工物全般の作成業務
4. 補綴物 FCK・コアー・インレー・義歯・BT・TF・バイトプレート・OSASプレート・Br（メタル）・Br（硬レ）・MB（フルベイク）・MB（フルベイク※インプラント）・硬レ前装冠・TEK・義歯修理・増歯・クラスプ修理・模型作成・床副子・止血床・プロネーゼ・シーネ 等
5. 業務実施場所 受託者の作業所にて業務を実施すること
6. 業務内容
  - 1) 当院歯科口腔外科から依頼された指示書・模型をもとに、受託者の作業所に持ち帰って、業務を実施すること。
  - 2) 作成した技工物については、遅滞なく当院へ納入を行うこと。また、技工物の作成期間については、当院へその一覧表を提出すること。
  - 3) 当該技工物の金属（金・パラジウム等）については、当院が受託者へ提供するものとする。受託者はその使用・管理について責任をもって対応すること。
  - 4) 依頼する技工物については、上記4以外にも発生する場合がありますので、柔軟に対応すること。
7. 業務報告書の提出  
受託者は、業務実施結果を次のとおり作成し、提出すること。
  - ・受託した技工物に関する月報
  - ・各業務での特記事項の記録
8. 教育研修  
受託者は、業務従事者に対して、必要な知識及び技能を修得することを目的とした研修を行い、病院の運営に支障をきたさないよう万全を期すること。

## 9. 契約の解除

(1) 次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができるものとする。

- ① 受託者が契約を履行しないとき、又は契約に違反し契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- ② 受託者の資力の低下等により契約を履行できないおそれがあると認められるとき。
- ③ 受託者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 業務の履行に係る必要な物品の購入契約その他の契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者が、アからオまでのいずれかに該当する者をこの業務の履行に係る必要な物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、委託者が受託者に対して契約の解除を求めたにもかかわらず、受託者がこれに従わなかったとき。

## 10. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

(1) 受託者は、断固として拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに委託者へ報告し、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) 受託者は、契約の履行において、不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

## 11. 損害賠償責任

(1) 受託者は、委託業務の実施に関して委託者に損害を与えたとき、又はこの仕様書に定める義務を履行しないために委託者に損害を与えたときは、直ちにその損害を賠償しなければならない。

(2) 受託者は、委託業務の実施に関して第三者に損害を与えたときは、直ちにその第三者に対してその損害を賠償しなければならないものとし、委託者は、その第三者に対

して損害賠償の責めを負わないものとする。

#### 1 2. 秘密の保持

- (1) 受託者及び受託者の従事者は、委託業務の実施にあたり知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

#### 1 3. その他

- (1) 契約期間の満了又は契約の解除等により、受託者が変更になる場合は、新たな受託者に対し、本院が定める期間内に業務の引継ぎを確実に行うこと。
- (2) 前項に要する費用は、受託者の負担とする。
- (3) 当院歯科口腔外科との綿密な連携・相談・対応を心がけること。
- (4) その他仕様書の定めのない事項については、双方協議の上、決定するものとする。